

「設計・工事連携型」業務及び工事の試行概要

1 目的

設計業務に工事施工者の視点を取り入れ、施工性を考慮した設計を行うことにより施工時の手戻りを防止し、事業全体を効率的に進捗させ、効果の早期発現を目指す。

2 対象事業

早期の効果発現が求められ、現場に特殊条件を有する橋梁補修事業とトンネル補修事業を対象とする。なお、必要に応じ、他の事業も対象にできる。

3 工事の発注

設計業務に工事施工者の視点を取り入れるために、詳細設計業務と並行して別途工事発注を行い、設計業務と工事との連携を図る。なお、本試行に限り、概略設計による工事発注を可能とする。

工事の発注にあたっては、必要に応じ、早期契約制度における猶予期間内での連携も考慮した発注を行うこととする。

4 設計会議の実施

設計業務では、業務受注者、発注者及び工事施工者の三者合同で設計会議を実施する。設計業務の受注者は工事施工者から施工性を考慮した設計について提案（工法・仮設工・施工計画等）を受け、設計への反映について検討するものとする。なお、工事施工者は、工事開始前の設計会議に出席する場合には、主任（監理）技術者の専任を要しない。

5 設計変更

設計成果に基づき、工事の設計変更を行う。また、設計会議に出席する人件費、その打合せの資料作成に要する費用は、業務、工事ともに設計変更の対象とする。

6 公告等における記載例

本試行における業務及び工事の発注では、下記のとおり公告するものとする。

（業務公告文）

本業務は、当該業務の受注者と発注者に加え、その詳細設計により施工を行う工事受注者で構成する設計会議を設置し、より施工性を考慮した詳細設計を行う「設計・工事連携型」業務の試行業務である。

（工事公告文）

本工事は、当該工事の詳細設計業務（別途発注）で設置する設計会議に受注者も参加し、より施工性を考慮した詳細設計成果を得ることで、効率的に工事を進める「設計・工事連携型」工事の試行工事である。

「設計・工事連携型」発注方式の試行

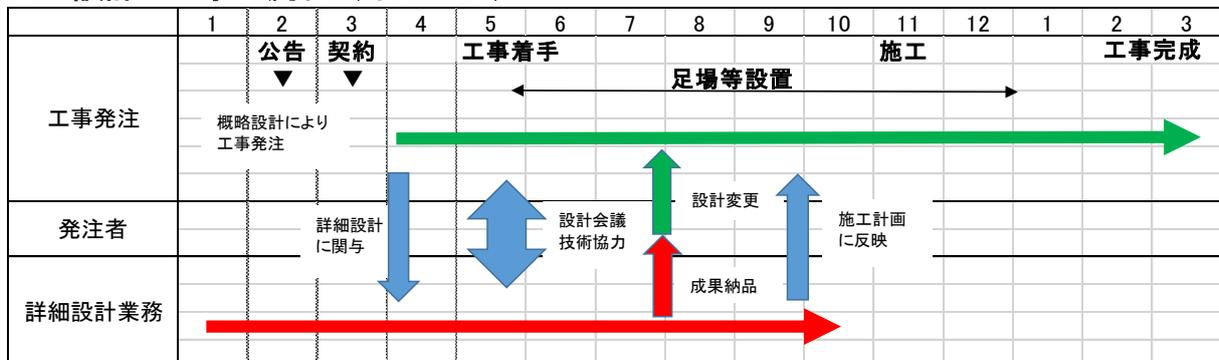
1 概要

設計業務に工事施工者の視点を取り入れ、施工性を考慮した設計を行うことにより施工時の手戻り防止を図る「設計・工事連携型」発注方式の試行を行います。

早期の対応が求められ、現場に特殊条件を有する橋梁補修工事やトンネル補修工事等においてモデル的に実施します。



2 設計・工事の流れ（イメージ）



3 効果

- ・ 施工者が設置する仮設足場等を使用しながらの調査・設計が可能（コスト縮減）
- ・ 発注者・施工者とともに現場状況や施設の損傷状況を確認しながらの設計が可能
- ・ 補修工法や仮設計画等において、**施工者の考えや技術を設計に反映**
- ・ 現場の設計変更に対応でき、**交通の早期解放**につながる（工期短縮）
- ・ **事業全体が効率的に進捗**し、事業効果の早期発現につながる